

(別表)

1 新規立地促進融資

(1) 公共団体等による産業団地（知事特認）

| 融 資 対 象 | 添 付 書 類 |
|--|--|
| 地方公共団体、地方公共団体が出資する法人、国（政府関係機関を含む。）等により取得又は造成された県内の産業団地に工場等を設置する者 | <ul style="list-style-type: none">・ 県税の滞納がないことを証する書面（県税事務所長発行の納税証明書）・ 許可業種については、許可証等の写し・ 見積書、建築確認通知書等の写し・ 産業立地促進資金知事特認認定書（別記様式第9－2号）・ 設置する工場等の建設計画が、設置地域の市町村の土地利用計画等と整合性が図られている旨の市町村長の意見書（別記様式第9－5号） |

(2) 上記以外の対象地域

| 融 資 対 象 | | | 添 付 書 類 |
|--------------|--|--|---|
| 敷地面積 | 対象業種 | 対象者 | |
| 1,000㎡ 以上 | <ul style="list-style-type: none"> ・製造業 ・旧頭脳立地法に規定する業種（注1） ・植物工場（注2） | <p>県内の次のいずれかの地域に工場等を設置する者</p> <p>① 地域未来投資促進法に規定する重点促進区域（ただし、地域経済牽引事業計画（注3）について、地域未来投資促進法第13条第4項の規定に基づく栃木県知事の承認又は同法第13条第7項の規定に基づく主務大臣の承認を受けた者であって、県内に事業所を有するものに限る。（新たに設置する場合を含む。））</p> <p>② 農村産業法に規定する産業導入地区</p> <p>③ 低開発地域工業開発促進法に規定する低開発地域</p> <p>④ 過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域</p> <p>⑤ 工場立地法に規定する工場適地</p> <p>⑥ 都市計画法に規定する準工業地域（注4の業種に限る。）、工業地域又は工業専用地域</p> <p>⑦ 工場跡地（注5）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・県税の滞納がないことを証する書面（県税事務所長発行の納税証明書） ・許可業種については、許可証等の写し ・見積書、建築確認通知書等の写し ・設置する工場等の建設計画が、設置地域の市町村の土地利用計画等と整合性が図られている旨の市町村長の意見書（別記様式第9-5号） ・現在の工場等の移転計画が住工混在状態の解消に寄与するものであることの市町村長の意見書（別記様式第9-6号）（1,000㎡未満の場合に限る。） ・対象者のうち①に該当する場合は、地域経済牽引事業計画に係る県又は主務大臣の承認書の写し |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・道路貨物運送業 ・倉庫業 ・こん包業 ・卸売業 ・データセンター（注6） | <p>県内の次のいずれかの地域に工場等を設置する者</p> <p>① 地域未来投資促進法に規定する重点促進区域（ただし、地域経済牽引事業計画について、地域未来投資促進法第13条第4項の規定に基づく栃木県知事の承認又は同法第13条第7項の規定に基づく主務大臣の承認を受けた者であって、県内に事業所を有するものに限る。（新たに設置する場合を含む。））</p> <p>② 農村産業法に規定する産業導入地区</p> <p>③ 過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域</p> | |
| 1,000㎡ 未満 | <ul style="list-style-type: none"> ・製造業 ・旧頭脳立地法に規定する業種 ・道路貨物運送業 ・倉庫業 ・こん包業 ・卸売業 ・植物工場（注2） | <p>県内の住工混在地域（注7）から次のいずれかの地域に工場等の全部又は大部分を移転する者</p> <p>① 工場立地法に規定する工場適地</p> <p>② 都市計画法に規定する工業地域又は工業専用地域</p> | |

2 グローアップ融資の対象

| 融 資 対 象 | | | 添 付 書 類 |
|--|------|---|--|
| 対象業種 | 対象地域 | 事 業 内 容 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業 ・ 旧頭脳立地法に規定する業種（注1） ・ 道路貨物運送業 ・ 倉庫業 ・ 植物工場（注2） | 県内全域 | <p>① とちぎ産業成長戦略（令和8年3月栃木県策定）において「戦略3産業」、「未来技術」及び「重点支援成長分野」として位置づける次の産業及び技術等の成長分野における先進性のある大規模投資等（注8）</p> <p>② 雇用創出又は中小受託事業者への発注等地域経済への波及効果の大きい大規模投資等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 県税の滞納がないことを証する書面（県税事務所長発行の納税証明書） ・ 許可業種については、許可証等の写し ・ 見積書、建築確認通知書等の写し ・ 産業立地促進資金グローアップ融資事業計画認定書（別記様式第9-4号） ・ 設置する工場等の建設計画が、設置地域の市町村の土地利用計画等と整合性が図られている旨の市町村長の意見書（別記様式第9-5号） |

（注1）旧頭脳立地法に規定する業種とは、次の16業種をいう。

- ①総合リース業 ②産業用機械器具賃貸業 ③事務用機械器具賃貸業 ④機械修理業
 ⑤ソフトウェア業 ⑥情報処理サービス業 ⑦情報提供サービス業 ⑧広告代理業
 ⑨ディスプレイ業 ⑩産業用設備洗浄業 ⑪非破壊検査業 ⑫デザイン業
 ⑬経営コンサルタント業 ⑭機械設計業 ⑮エンジニアリング業 ⑯自然科学研究所

（注2）植物工場とは、施設内で植物の生育環境（光、温度、湿度、二酸化炭素濃度、養分、水分等）を制御して栽培を行う施設園芸のうち、環境及び生育のモニタリングを基礎として、高度な環境制御を行うことにより、野菜等の植物の周年・計画生産が可能な栽培施設をいう。ただし、地方税法（昭和25年法律第226号）第73条第3号に規定する家屋に該当するものに限る。

（注3）地域経済牽引事業計画とは、地域未来投資促進法第13条第1項に規定する計画をいう。

（注4）旧頭脳立地法に規定する業種のうち、ソフトウェア業、情報処理サービス業及び情報提供サービス業をいう。

（注5）工場跡地とは、従前は製造業、旧頭脳立地法に規定する業種、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業又は植物工場の事業を行うための工場等の用に供されていた土地で、現在は操業されておらず、更地又は工場等が残存するもの（別表1(2)の対象業種が旧頭脳立地法に規定する業種又は植物工場である場合は、都市計画法（昭和43年法律第400号）第7条第1項に規定する市街化調整区域以外の区域に存するものに限る。）をいう。

（注6）データセンターとは、電子計算機又はそれに関連する機器、設備等を設置し、データを管理することに特化した建物をいう。

（注7）住工混在地域とは、都市計画法により工業系用途地域以外の用途が定められている地域で、実質的に住居と工場等が混在して建築されている区域をいう。

（注8）とちぎ産業成長戦略（令和8年3月栃木県策定）において「戦略3産業」、「未来技術」及び「重点支援成長分野」として位置づける次の産業及び技術等とは、次のものをいう。

- (1) とちぎ産業成長戦略（令和8年3月栃木県策定）において「戦略3産業」、「未来技術」及び「重点支援成長分野」として位置づける次の産業及び技術
- ・ 戦略3産業：①自動車産業 ②航空宇宙産業 ③医療福祉機器産業
 - ・ 未来技術：AI・IoT・ロボット技術 光学技術 環境・新素材技術 等
 - ・ 重点支援成長分野：半導体産業 ロボット産業 宇宙産業

(2) 食品及びその関連産業

(3) 地域未来投資促進法第4条に基づき、主務大臣より同意を受けた栃木県内の基本計画において、地域の特性及びその活用戦略として定める分野

※(1)、(2)については製造業、自然科学研究所及び植物工場に限る。